

岡山市企業立地促進奨励金交付要綱運用方針

平成19年1月4日一部改正
平成20年4月1日一部改正
平成26年4月1日一部改正
平成28年4月1日一部改正
平成29年4月1日一部改正
平成30年4月1日一部改正
平成31年4月1日一部改正
令和元年7月1日一部改正
令和2年4月1日一部改正
令和3年4月1日一部改正
令和4年4月1日一部改正
令和5年4月1日一部改正
令和7年4月1日一部改正

第1 この運用方針は、岡山市企業立地促進奨励金交付要綱（以下「要綱」という。）第22条の規定により、岡山市企業立地促進奨励金（以下「奨励金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 一般的事項

- 1 一般製造工場又は研究所等（以下「工場等」という。）用地の取得（賃借を含む。以下同じ）については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 工場等用地とは、工場等用地として分譲することを目的に開発されているもの、工場等用地に開発することを前提とした未開発のもの又は工場等の跡地等をいう。
 - (2) 既存の工場等用地を用途廃止して新規の工場等用地を取得する場合等は、取得等する用地面積から用途廃止する用地面積を差し引いたものを新たに取得した工場等用地とする。
 - (3) 既存の工場等の隣接地を取得し工場等を建設する場合であって、取得した隣接地の総敷地面積が要綱第3条各号イに掲げる取得用地面積の要件を満たす場合は、当該補助対象事業における新設の取扱いとする。
 - (4) 工場等用地の取得の日とは、売買（賃貸借）契約の締結日とする。ただし、停止条件付売買契約その他の契約締結日から土地の所有権移転日までに長期間を要する可能性があるものについては、用地の取得の日を土地の所有権移転日とすることができる。この場合、要綱第2条第13号の立地決定日は、土地の所有権移転日とする。

- (5) 工場等の建設に着手した日とは、原則として工事に係る契約における建設着工日とする。ただし、その日よりがたいと認められる事情がある場合は、工事に実際に着手した日とする。
 - (6) 要綱第3条第2号ア又は同条第4号アに規定する新設するための用地取得から建設に着手するまでの期間について、開発許可申請から開発完了公告までの期間と重複する期間は除く取り扱いとする。
 - (7) 要綱第2条第15号ア及びイに規定する期間の起算日については、立地決定日が工場等の建設に着手した日の3年前の日より前の場合にあつては、工場等の建設に着手した日の3年前の日（以下「特定起算日」という。）とする。この場合において、同号イの規定の適用については、立地決定日から特定起算日までに雇用されている者で、特定起算日から奨励金の交付申請を行う日までの間に新たに県内に住所又は居所を定めた者についても、新規常用雇用者とする。
 - (8) 用途廃止とは、補助対象事業に伴って市内の用地等を譲渡、取り壊し又は廃棄して処分することをいい、要綱第6条に規定する認定申請又は第12条に規定する交付申請を行う日において、既に処分等に係る契約を締結している場合は用途廃止とみなす。
- 2 次に掲げる確認項目においては、補助事業者には会社法第2条に規定する親会社及び子会社の関係にある法人がある場合は、当該法人を補助事業者と同一の会社として取り扱うものとし、その場合においては、親会社及び子会社の関係にあることを証する書類（親会社及び子会社の株式名簿、有価証券報告書等）を、認定申請書及び補助金交付申請書に添付すること。
- (1) 固定資産投資額の確認
 - (2) 当該法人の主たる事業を引き続き3年以上継続して営んでいる営利法人の確認
 - (3) 新規常用雇用者の確認
 - (4) 固定資産評価額及び固定資産取得価額の確認
- 3 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業をいう。ただし、次のいずれかに該当する中小企業は除くものとする。
- (1) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
 - (2) 発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
 - (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

第3 固定資産投資額について

- 1 固定資産投資額については、次により取り扱うものとする。

- (1) 固定資産投資額とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産の取得に要する経費（消費税及び地方消費税相当額を除く）をいう。
- (2) 既存の用地等を用途廃止する場合の固定資産投資額は、次の計算式による。
 - ア 土地に対する投資額
(取得する用地面積－用途廃止する用地面積) × 取得する用地の1平方メートルあたりの取得額
 - イ 土地を除く固定資産に対する投資額
土地を除く固定資産の取得額－用途廃止する土地を除く固定資産の地方税法に基づく評価額（以下「固定資産評価額」という。）
- (3) 賃借している用地等を用途廃止する場合については、前号の計算式から用途廃止する用地面積及び固定資産評価額は差し引かない。
- (4) 既存工場等の解体に係る経費は固定資産投資額に含まない。
- (5) 既存取得用地を活用して工場等を建設する場合の固定資産投資額には、用地費は含めない。
- (6) 賃借している又は他の補助制度（国、県等が行う企業誘致のための補助制度を除く。）の対象となっている固定資産は、投資額に含めない。
- (7) 土地及び家屋に対する奨励金の交付申請時に添付する固定資産投資額を確認できる書類については、工場等建設に係る契約書、見積書、請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は、「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。
- (8) 償却資産に対する奨励金の交付申請時に添付する固定資産投資額を確認できる書類については、固定資産取得価額が分かる書類を添付すること。ただし、固定資産取得価額に消費税及び地方消費税相当額が含まれている場合は、見積書、請求書等及びその支払が確認できるもの（「銀行振込書の写し」又は小切手（手形）での支払いの場合は、「小切手（手形）帳の控（ミミ）の写し」及び「当座預金照合表」等決済が終わったことを確認できる金融機関等の発行した書類等）を添付すること。
- (9) 原則として、現金及び回し手形での支払は認められない。
- (10) 手形による支払の場合、手形の決済が完了していることが必要である。

第4 常用雇用者について

- 1 次のいずれかに該当する者は、要綱第2条第14号イに定めるものとみなす。
 - (1) 一定期間（1箇月、6箇月等）を定めて雇用される者であって、その雇用期間が反復更新されて事実上要綱第2条第14号イと同様の状態にあると認められるもの。
 - (2) 日々雇用される者であって、雇用契約が日々更新されて事実上要綱第2条第14

号イと同様の状態にあると認められるもの。

- 2 退職者補充のための雇用は、人材確保奨励金の対象としない。
- 3 立地決定日から奨励金の交付申請を行う日までの間に新たに常用雇用された者を市内の既存工場等で就労させ、当該既存工場等で常用雇用していた者を認定工場等に振り向けた場合にあつては、当該既存工場等の新規就労者（認定工場等に振り分けた人数が上限）及び要綱第2条第15号に該当する者の合計人数を新規常用雇用者数とする。

第5 業種の概念について

- 1 業種の概念については、次により取り扱うものとする。
 - (1) 工業製品に係る研究所とは、工業製品に係る基礎研究、応用研究又は開発研究を行う事業所をいう。
 - (2) バイオテクノロジーに係る研究所とは、 先端的バイオテクノロジーの基礎研究又は応用研究を行う事業所をいう。
 - (3) 光通信及び電気通信に係る研究所とは、 光通信及び電気通信に関する基礎研究又は応用研究を行う事業所をいう。
 - (4) ソフトウェアハウスとは、日本標準産業分類（令和5年総務省告示第256号）分類表中小分類391の項目に掲げるソフトウェア業のうち、電子計算機のプログラムを作成する事業所をいう。
 - (5) システムハウスとは、コンピューターのシステム設計、ソフトウェア開発、各種の機器を組み合わせるシステムの組み立て等を行う事業所をいう。
 - (6) 高度情報処理産業に係る事業所とは、コンピューター、通信回線等を利用した高度な情報処理を行う事業所をいう。
 - (7) 高度な機械修理業に係る事業所とは、航空機、生産機器等のうち高度な機械設備の修理又は保守管理を行うとともに、金属疲労及び亀裂発生の頻繁な部位等についての設計変更の指導又は助言を行う事業所をいう。
 - (8) ディスプレイ業に係る事業所とは、主として販売促進、教育啓もう、情報伝達等の機能を発揮させることを目的として、店舗、博覧会会場、催事等の展示等に係る調査、企画、設計、展示、構成、製作及び施設監理を一貫して請負い、これらの施設の内装、外装、展示装置、機械設備（音響、映像等）等を総合的に構成演出する業務を行う事業所をいう。
 - (9) 非破壊検査業に係る事業所とは、主として原子力発電所、船舶、航空機、化学プラント、橋梁、ビル等の構造物、設備若しくはボイラ等の機器の製造時の品質保証又は使用中の安全確保のため、放射線、超音波、渦電流、浸透現象等を利用して構造物及び設備を破壊しないで検査する事業所をいう。
 - (10) デザイン業に係る事業所とは、工業デザイン、クラフトデザイン、インテリアデ

デザイン、商業デザイン等工業的・商業的デザインに関する専門的なサービスを行う事業所をいう。

(11) 機械設計業に係る事業所とは、日本標準産業分類分類表中小分類 7 4 3 の項目に掲げる機械設計業のうち、自動設計・解析管理装置を用いて各種機械の設計を行う事業所をいう。

(12) エンジニアリング業に係る事業所とは、日本標準産業分類分類表中小分類 7 4 9 に掲げるその他の技術サービス業に属するエンジニアリング業のうち、人、材料、機械及び設備の総合的なシステムに係る設計、機材及び設備の調達、施工並びに運用管理を総合的に行う事業所をいう。

第6 奨励金の算定について

1 要綱別表については、次により取り扱うものとする。

(1) 土地補助金については、当該認定工場等に係る土地を一括分譲により取得する場合に限って対象となるものである。したがって、当該認定工場等に係る土地を割賦分譲又は貸付特約付分譲により取得する場合については、土地補助金の対象とならない。また、工場等の建設に際して、事業用定期借地権等設定契約を締結して立地している企業が、当該契約期間満了前又は満了と同時に、当該契約の対象となっている土地を取得する場合についても、土地補助金の対象とならない。

(2) 増設の場合には、奨励金を算定する際の家屋及び土地に係る固定資産評価額については、増設により増加した部分に係る固定資産評価額とする。

(3) 既存の用地等を用途廃止する場合については、奨励金を算定する際の固定資産評価額又は償却資産に係る固定資産取得価額は次の計算式による。

ア 土地に係る固定資産評価額

$(\text{取得する用地面積} - \text{用途廃止する用地面積}) \times \text{取得する用地の 1 平方メートルあたりの固定資産評価額}$

イ 家屋に係る固定資産評価額

$\text{建設する家屋に係る固定資産評価額} - \text{用途廃止する家屋に係る固定資産評価額}$

ウ 償却資産に係る固定資産取得価額

$\text{取得する償却資産に係る固定資産取得価額} - \text{用途廃止する償却資産に係る固定資産評価額}$

(4) 賃借している用地等を用途廃止する場合については、前号の計算式から用途廃止する用地面積及び固定資産評価額は差し引かない。

第7 その他の事項

1 書類の提出部数は各 1 部とする。

2 要綱第 2 条第 1 3 号の市長の認める日とは、4 月 1 日が週休日（岡山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（昭和 36 年市条例第 48 号）第 3 条第 1 項本文に

規定する週休日をいう。以下同じ。)に当たる場合で、4月1日から引き続く週休日の間に補助対象事業に係る新規常用雇用者を雇用し、4月1日から当該週休日後で直近の週休日でない日までに要綱第6条の規定による補助対象事業の認定の申請があり、かつ、当該申請の内容が適当と認められるときにあっては、当該新規常用雇用者を最初に雇用した日とする。

- 3 居所を有することの確認においては、公共料金の領収書、賃貸借契約等により行うものとする。
- 4 認定の申請は、要綱第6条の規定により、市長に対して「工場等の建設工事に着手する日の前日までに、第2条第9号イ、第10号イ及びエに該当する場合にあっては機械設備の設置に着手する日の前日まで」行うこととされているが、特別な事情があつて遅れる場合は、あらかじめ市へ協議するものとする。
- 5 この運用方針は、奨励金の交付に関し必要となる事務処理事項の基本を定めたものであり、個々具体的なケースについては、これを基準としてそのつど市長が定めるものとする。